

部隊展開の際の施設や土地の使用の確保

空港・港湾等の優先利用の確保

- 武力攻撃予測事態において、特定公共施設利用法に基づき、部隊展開や国民保護に必要となる空港や港湾等の施設を自衛隊及び米軍が優先的に利用できるよう、平素から調整を行っておくことが必要。
- 重要影響事態においては、重要影響事態法に基づき、関係行政機関の長から、地方公共団体の長／その他国以外の者に対し、必要な協力を求める／依頼することができるよう、平素から調整を行っておくことが必要。

【特定公共施設利用法】

【重要影響事態法第9条】



空港・港湾等を含む施設の実地調査等の円滑な実施

- 自衛隊の輸送や国民保護に万全を期すため、日米両国による民間の空港・港湾を含む施設の実地調査を推進する。
- 関係省庁が連携して自治体等と円滑に調整を行うための仕組みを構築する。
- 作戦準備、作戦遂行時に実際に行うこととなる部隊活動を平素から訓練しておくことについて、関係者からの理解・協力を得ることが必要。